

令和 3 年度

大分市予算編成方針

財務部 財政課

令和3年度予算編成方針

(国の経済情勢等)

我が国経済の動向については、内閣府が発表した9月の月例経済報告によれば、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされたところです。

先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされております。

また、国の財政状況については、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占め、国と地方を合わせた債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど厳しい状況下、財政健全化に向けて、2025年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すと同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持するとされておりましたが、感染症対策に係る2度の補正予算によって、公債発行額が前年度比2倍超と過去最高額となり、経済再生と財政健全化の両立に向け、これまで以上に厳しい財政運営を強いられる状況となっています。

地方においても、少子・高齢化が進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、令和2年度末の債務残高が約189兆円にも上る見込みとなっており、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

(本市財政の状況)

このように国・地方を通じた厳しい財政環境にあって、本市の財政状況は、令和元年度決算で見ると、プライマリーバランスについては平成15年度以降黒字を確保し、市債残高も減少傾向にあるものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は健全エリアと言われる80%未満を大きく上回る95.1%と4年連続で悪化しており、臨時的な財政需要に対して十分な余裕のない、いわゆる硬直化した財政構造となっています。

こうした中、感染症による社会経済活動の縮小に伴い、市税や地方消費税交付金などの歳入が大幅に減少することが懸念される一方で、扶助費を始めとした社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の改修、修繕等に係る経費が増加する見込みであり、今後の財政状況は不透明な見通しとなっております。

このような状況にあって、本市においては、増大する市民ニーズに的確に応えていくとともに、

地域経済を下支えすることも求められており、事務事業の取捨選択を行いながら、様々な課題の解決に向けて積極的に取り組んでいかなければなりません。

(令和3年度予算編成への取り組み)

これまでの予算編成においては、重点政策経費や部局裁量経費における必要な財源を確保してきたところですが、新年度は、感染症拡大の影響を受けて、市税収入等の減少や感染症拡大への対応などによって大幅な収支不足が懸念されるものの、現在の国における社会経済情勢や感染症拡大の状況から、令和3年度における財源について、現時点で予見することが困難な状況です。

このため、感染症の収束が見込める場合やそうではない場合などあらゆるケースを想定した予算原案を作成することとします。

各部局におきましては、自ら創意工夫を図り、事務事業の見直しや、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方で、その他の事業については、これまでも増して徹底したコスト意識のもと、メリハリのある予算編成を行うよう求めます。

令和3年度の予算編成にあたり、職員全員が、本市の財政状況について共通の認識に立ったうえで、次の要領により予算原案を作成して下さい。

一 予算原案作成にあたっての基本的事項

- 1 予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。

令和3年度は2通りの予算原案を作成することとする。

具体的には、①として、感染症の収束を想定し、令和2年度の一般財源と同額で予算原案を作成する。

②として、感染症対策を優先的に実施するため、不要不急の事業を先送りせざるを得ないことを想定し、重点政策経費と部局裁量経費の合計額（一般財源）の10%を削減した予算原案を作成する。

- 2 予算編成にあたっては「分権型予算制度」に基づいて、一般会計の経費を「㊦重点政策経費」「㊧部局裁量経費」「㊨義務的経費」に区分したうえで、次の事項に留意し予算原案を作成すること。

(1) 配分された重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費間の財源のやり取りは、原則認めないこととする。

(2) 部局裁量経費のうち新年度の特殊事情等により配分されたものについて、その後

の情勢の変化等により予算要求を見合わせた場合は、その配分を取りやめるので留意すること。

(3) 分権型予算制度において作成された各部局の予算原案であっても、その積算根拠等が希薄なものについては、財政課において減額調整し、市全体の財源枠とするので十分精査して要求すること。

(4) 市全体の財源配分額は、今後における感染症の状況や歳入見込、国、県等の動向に応じ、財政課において重点政策経費及び部局裁量経費の減額調整を行うことがあるので留意すること。

㊦重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業とし、別枠で留保する一般財源を基本にして、一件審査により決定する。

㊧部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して配分する一般財源の範囲内で、各部局が予算原案を作成する。

㊨義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定に伴う経費、長期継続契約に係る経費とし、所要見込額を事前調整のうえ配分するので、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

3 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握するとともに、実施計画、行政評価の結果や事業の重要度、優先度、事業効果、地域バランス等を総合的に検討し、事業の廃止や見直しも含めた事業選択を行うこと。

また、金額の積算にあたっては、前年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査のうえ実績に見合う予算額とするなど予算・決算において大幅な乖離が生じないように必要最小限に見積ること。

なお、地域ビジョン会議、あなたのアイデア提案制度、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

4 他の部局に関連する事務事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け統一性や整合性を欠くことのないよう、特に留意すること。

5 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。なお、補助事業が採択されなかった場合、単独事業としての執行は認めないので、事業の推進にあたり十分留意すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ計上すること。

- 6 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。
- 7 地域経済の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。
- 8 各部局において、市議会決算審査特別委員会での事務事業評価や要望事項への取組、また、大分市総合計画、大分市総合戦略などの数値目標に対する取組について、予算編成においてどのように反映させたのかを「令和3年度当初予算編成シート」に記述すること。

二 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。

特に、市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。

1 市 税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

2 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の増嵩並びに他都市の状況等を十分勘案し、「使用料等の改定基準」に基づく計画的な見直しに努めること。

3 国・県補助金

補助金については、国や県の動向に十分注意しながら、利用可能な補助メニューを積極的に活用することで財源の確保に努めること。ただし、予算執行にあたり、補助金の不採択または内示額が予定を下回る場合、事業の全部または一部を執行できない事態となることから、安易に計上することなく、補助対象事業、補助基本額、補助率等を十分に精査したうえで計上すること。

4 市 債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ計上すること。

また、財政健全化の観点から、地方交付税措置等が講じられる市債の活用を図ること。

5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令又は条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

6 財産収入

不用、遊休の財産については、「大分市公有財産有効活用等取扱要綱」等を踏まえ、将来の利活用について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては適正な価格を見積り、処分すること。

また、保留地処分金等、事業の推進のための財源として充当される財産売却収入についても、積極的にその確保に努めること。

7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政評価による事務事業の見直し等を積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

1 人件費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。

なお、時間外勤務手当は、令和2年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。

特に、各種イベント等については、運営手法の見直しを行い、経費の節減に努めること。

2 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう予算原案を作成すること。

また、所管施設の定期点検等の現状把握に基づく効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を終えている施設については、長寿命化計画に沿った改修・修繕に取り組むこと。

なお、施設の改修にあたっては、自動水栓の設置など感染症対策に留意すること。

3 委託料

委託料については、前年度契約実績などを参考にしつつ、委託内容や経費等を十分精査して予算原案を作成すること。

なお、施設や設備の維持管理等に係る委託料については、業務内容や範囲等の見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等を詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

4 扶 助 費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算原案を作成すること。

特に、市単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

5 投資的経費

投資的経費については、実施計画や行政評価の結果を考慮しつつ、市民ニーズや優先順位の高い事業から積極的に取り組むこと。

なお、事業費の積算にあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行ったうえで予算原案を作成すること。

また、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。特に、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。

また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあっては、その要綱等を見直し、総枠を抑制すること。

四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。